

長崎1・2・3丁目地区 まちづくり協議会ニュース 第9号

令和5年3月発行
発行：長崎1・2・3丁目地区まちづくり協議会

第18回まちづくり協議会を開催しました

長崎1・2・3丁目地区まちづくり協議会では、令和5年1月26日に第18回まちづくり協議会を開催しました。

当日は13名の方にご参加いただき、事務局の豊島区より長崎1・2・3丁目地区まちづくり基本計画（以下、「基本計画」という）（案）について説明があり、質疑応答等の意見交換を行いました。



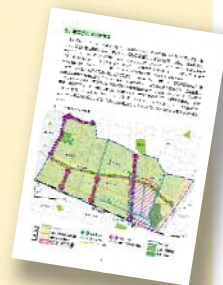
第18回協議会の様子

長崎1・2・3丁目地区まちづくり基本計画とは？

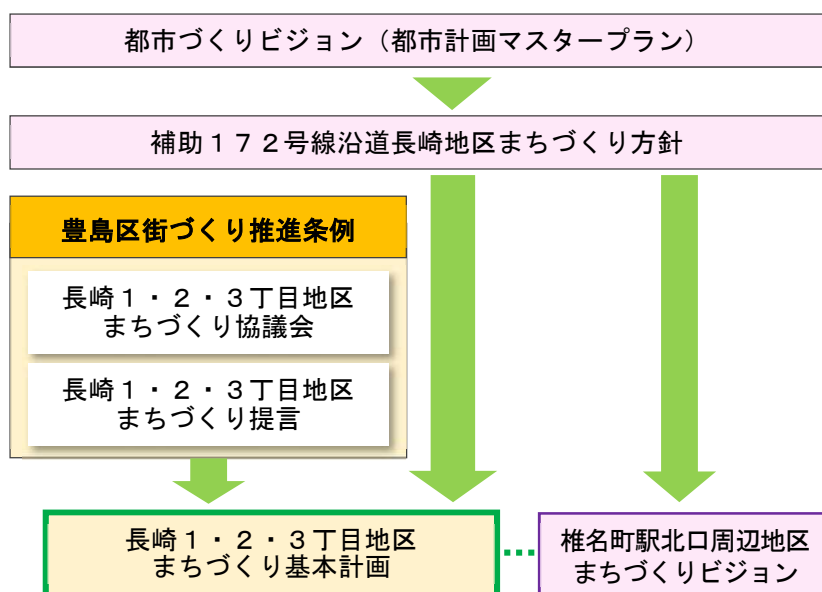
まちづくり基本計画は、本地区のまちづくりの方向性を定めることを目的として作成する豊島区の計画です。

基本計画では、本地区を①住宅地区、②補助172号線沿道地区、③椎名町駅北口周辺地区、④山手通り沿道地区に分けて取り組み方針を示しています。

これらの方針は、豊島区全域の都市計画に関する基本的な方針を示した都市づくりビジョンなどの上位計画、令和元年7月に協議会から豊島区長へ提出した「長崎1・2・3丁目地区まちづくり提言」などとの整合が図られています。



基本計画の位置づけ



今後も、地域の皆さまと豊島区が協働しながら、災害に強く、住みやすい、魅力あふれるまちづくりを目指していきます。



※基本計画は令和5年2月に決定されました。同封しておりますので是非ご覧ください。

まちづくり提言と基本計画の相関性

協働のまちづくり

まちづくり協議会

まちづくり提言

- 【提言 1】 商店街の賑わい・魅力の向上
- 【提言 2】 多世代が暮らしやすいまち
- 【提言 3】 安全・安心のまち
- 【提言 4】 補助 172 号線沿道の新たな街並みの形成
- 【提言 5】 椎名町駅北口の再生
- 【提言 6】 協働で進める地域のまちづくりに向けて

豊島区

まちづくり基本計画

- 建築物の不燃化や耐震化の促進
- 安全で安心して住み続けられる住環境の形成
- 潤いのあるオープンスペースの確保
- 安全で安心して通行できる歩行者空間の確保
- 延焼遮断帯の形成
- 残地の活用
- 沿道にふさわしい街並みの形成
- 地区の顔づくり

個別の事業等

第 18 回まちづくり協議会でのご意見

第 18 回協議会では、基本計画（案）の内容等についてのご意見・ご質問が寄せられました。ここでは、その一部をご紹介します。

■基本計画（案）に関するご意見

意見

「1. 背景」について、長崎二丁目の総合危険度（※）が高いと出ているが、まちを歩いていて危険とは感じない。

回答

危険度は、都内 5,192 丁目における相対的な順位のため、他地区とは見ただ目で比較しづらいと思われる。

（※）東京都が令和 4 年 9 月に公表した「第 9 回地震に関する地域危険度測定調査」において、各地域における地震に関する危険性を示した指標の 1 つです。このほか、建物倒壊危険度や火災危険度等が公表されています。



発行：長崎 1・2・3 丁目地区まちづくり協議会

問合せ先：豊島区 都市整備部 地域まちづくり課

【e-mail】A0050025@city.toshima.lg.jp

【電話】03-3981-3449（直通） 【FAX】03-3980-5135

編集協力：株式会社地域計画連合

【電話】03-5974-2021

【FAX】03-5974-5770

【e-mail】rpi-nagasaki@rpi-h.co.jp

